

# 山梨県国土利用計画審議会条例

(昭和49年山梨県条例第33号)

## (趣旨)

第1条 この条例は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第38条第2項の規定に基づき、同条第1項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (設置)

第2条 国土利用計画法第38条第1項の審議会その他の合議制の機関として、山梨県国土利用審議会（以下「審議会」という。）を置く。

## (組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、国土の利用及び土地利用に関し学識経験を有する者のうちから知事が任命し、又は委嘱する。

3 審議会に特別の事項を調査審議させるため、臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、国土の利用及び土地利用に関し学識経験を有する者のうちから知事が任命し、又は委嘱する。

5 審議会は、国土の利用及び土地利用に関し特別に調査審議する必要があると認めるときは、特別委員会を置くことができる。

## (任期等)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

## (会長及び副会長)

第5条 審議会に会長1人、副会長2人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを決める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定める順位により、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 審議会の会議は会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員のそれぞれ2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (庶務)

第7条 審議会の庶務は、規則で定めるところにおいて行う。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 山梨県国土利用計画審議会の委員の定数については、この条例の施行の日以後初めて委員の任期の満了による新たな委員の任命が行われる前日までは、この条例による改正後の山梨県国土利用計画審議会条例第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和40年山梨県条例第7号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略